

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成19年度
計画主体	徳島県那賀町

那賀町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島県那賀町農林振興課
所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王字原 31-1
電話番号 0884-62-1175
FAX番号 0884-62-1115
メールアドレス norin@town.tokushima-naka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ カラス、カワウ、アオサギ、スズメ、 キジバト
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	徳島県那賀町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻・穀物類	25万 0.21ha
	野菜(全般)	87万 0.42ha
ニホンジカ	水稻	59万 0.51ha
	野菜(全般)	41万 0.42ha
	果樹(ユズ、スダチ)	500万 1.60ha
	森林(スギ、ヒノキ)	1,034万 11.43ha
サル	水稻	93万 0.82ha
	野菜(全般)	72万 0.70ha
	果樹(ユズ、ピーチ、桃、ナシ、スイカ)	125万 0.44ha
ノウサギ	果樹(ユズ)	32万 0.11ha
	野菜(全般)	12万 0.12ha
	森林(スギ、ヒノキ)	92万 1.05ha
カラス	水稻・穀物類	11万 0.11ha
	野菜(全般)	12万 0.12ha
	果樹(ピーチ、桃、ナシ、スイカ)	25万 0.12ha
カワウ	魚類(アユ、アメゴ)	250万
アオサギ	魚類(アユ、アメゴ)	120万
スズメ	水稻	9万 0.10ha
	穀物類(ダイズ、アズキ)	11万 0.11ha
	野菜	7万 0.10ha
キジバト	水稻	11万 0.11ha
	穀物類(ダイズ、アズキ)	13万 0.13ha
	野菜	9万 0.11ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、4月から6月にかけてタケノコ等への被害が多く、8月から10月にかけて水稻、穀物類への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。特に水稻、穀物類に被害が集中している。被害は増加しているが、捕獲頭数は横バイ状態である。

生息数は、平成16年度以降、横バイ傾向にあると思われる。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。近年特に通年でユズ・植林への被害が多くなっている。特徴的な被害として、ユズ・植林共に剥皮被害や若芽・新芽を齧られる被害が増加している。また、水稻、野菜類なども、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたり増加している。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

生息数は、平成10年度以降急速に増加している。徳島県が示している個体数調整では、那賀町が属する阿南那賀郡地域では、適正頭数2,550頭に対して推定生息頭数が5,100頭となっており、適正頭数の2倍のニホンジカが生息することになる。

③サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。近年特に野菜・ユズなど、町内で生産されるほとんどの農作物に食害があり被害が増加している。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

生息数は、平成10年度以降急速に増加している。30頭前後の群れで移動しながら被害を及ぼしている。聞き取り調査等によると町内全域で群れが約23群れぐらいあり、約700頭が生息しているものと思われる。

④ノウサギ

ノウサギによる被害は、年間を通して被害が発生している。特に野菜・森林における幼齢木への被害が多くなっている。被害としては、ニホンジカ同様に若芽を齧られる被害が増えている。

被害区域は、山間部を中心に広がっている。

生息数は、平成10年度以降減少傾向にあったが、平成16年以降徐々に増加している。

⑤カラス

カラスによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類を中心とした農作物被害だけでなく、飼料作物及び家畜の餌も被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑥カワウ

カワウによる被害は、夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユ・アメゴ等の川魚への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

⑦アオサギ

アオサギによる被害は、カワウと同じで夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユ・アメゴ等の川魚への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

⑧スズメ

スズメによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑨キジバト

キジバトによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

※参考資料として、平成20年度那賀町捕獲計画書の予察表を添付する。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標（被害金額）

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
イノシシ	112万円	100万円
ニホンジカ	1,634万円	1,471万円
サル	290万円	261万円
ノウサギ	136万円	123万円
カラス	48万円	44万円
カワウ	250万円	225万円
アオサギ	120万円	108万円
スズメ	27万円	23万円
キジバト	33万円	30万円

(3) 被害の軽減目標（被害面積）

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
イノシシ	0.63ha	0.57ha
ニホンジカ	13.96ha	12.56ha
サル	1.96ha	1.76ha
ノウサギ	1.28ha	1.15ha
カラス	0.35ha	0.32ha
カワウ		
アオサギ		
スズメ	0.31ha	0.28ha
キジバト	0.35ha	0.32ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>以前は、旧町村単位で有害鳥獣捕獲班を整備し、徳島県に申請して捕獲を行っていたが、平成19年度からは許可権限委譲により那賀町全体で捕獲班、猟友会等と連携した捕獲体制の構築が為されてきた。</p> <p>捕獲手段に関しては、町内全域において、銃器・わなを用いて行ってきた。</p> <p>捕獲鳥獣の処理については、捕獲班に任せたり、主に個人による食用処理されている。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。また捕獲機材（箱わな・囲いわな等）の普及促進、捕獲鳥獣の処理として獣肉加工の体制整備の構築が急務な課題となっている。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすので、周辺市町村との情報交換・一斉捕獲等の実施など、連携を図り対応していく事も急務な課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>那賀町では、有害鳥獣被害防止対策事業を行い、防護柵等設置者に資材費の補助を行ってきた。</p> <p>また、これまであまり防護柵が普及していなかった果樹園地（ユズ）についても、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、大規模なネット牧柵をモデル事業として設置している。</p>	<p>那賀町内は、山間部が大部分を占めるため、防護柵の整備が進んでいない。よって防護柵の普及が急務となっている。</p> <p>また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い（緩衝帯の整備）、追払い活動の住民に対するよりいっそうの普及啓発活動が課題となっている。</p>

- （注）1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

那賀町における平成19年度の鳥獣被害金額は約2,650万円で、被害面積は約18.84haとなっている。
主な被害として、ニホンジカ・サルによる那賀町基幹作物でありブランド作物のユズへの被害、イノシシ・サル・ニホンジカ・カラス・ノウサギ・スズメ・キジバトによる水稻・野菜・穀物等の農作物全般への被害、ニホンジカ・ノウサギによるスギ・ヒノキ等の森林への被害、カワウ・アオサギによるアユ・アメゴ等の川魚類への被害が挙げられる。

那賀町では、被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を平成19年度より10%の削減を目指し、被害金額を2,385万円、被害面積を16.96haへと軽減を図る。

これまで、那賀町では捕獲を中心とした被害対策がとられてきたが、捕獲だけでは被害の軽減にはつながらない。そこで、有害獣被害防止事業、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携した鳥獣害防止対策事業などを活用して、被害防護柵の普及に努めてきた。

今後は、被害防護柵の普及・狩猟者の育成など普及啓発を図りながら、地域が主体となって被害防止策を講じるために、地域懇談会・現地研修会・講演会などを開催し、周辺市町村との連携に一層努めると共に、有害鳥獣の被害に遭わず、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

※今後の計画

- ①地域住民の意識改革による被害防除体制の確立に取り組む。
- ②捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ③周辺市町村と連携を図り一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④捕獲鳥獣処理に伴う食肉加工についての調査・研究を行う。
- ⑤追い払いに伴うモンキードッグについての調査・研究を行う。
- ⑥狩猟・わな免許など捕獲に従事する狩猟後継者の育成を行う。
- ⑦有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

那賀町有害鳥獣捕獲対策協議会	那賀町予察捕獲実施計画書に基づき、各地区の捕獲班（6班）が有害鳥獣の捕獲を行う。
----------------	--

(注) 1 烏獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カワウ・アオサギ・スズメ・キジ・バト	阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を推進していく。
21年度	イノシシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カワウ・アオサギ・スズメ・キジ・バト	阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を推進していく。
22年度	イノシシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カワウ・アオサギ・スズメ・キジ・バト	阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を推進していく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ

那賀町においては、被害は増加しているが捕獲頭数が平成16年度以降横ばい状態である（捕獲頭数16年度40頭・17年度27頭・18年度31頭・19年度25頭）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり200頭とする。

②ニホンジカ

那賀町においては、近年ニホンジカが異常繁殖し、農作物全般・森林に多大な被害を及ぼしている（捕獲頭数16年度180頭・17年度278頭・18年度295頭・19年度239頭）。徳島県が行った調査によると、適正頭数2,550頭に対して推定生息頭数が5,100頭となっており、適正頭数の2倍のニホンジカが生息している。このため、平成20年度捕獲計画数は徳島県の捕獲許可頭数の670頭を捕獲計画数とする。

③サル

那賀町においては、近年サルの個体数が増加しており、農作物への被害は深刻である（捕獲頭数16年度92頭・17年度47頭・18年度82頭・19年度84頭）。町内全域での聞き取り調査等によると約700頭が生息していると推定される。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり280頭とする。

④ノウサギ

那賀町においては、近年ノウサギによる森林被害・農作物被害が増加している（捕獲頭数16年度5羽・17年度22羽・18年度21羽・19年度6羽）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり100羽とする。

⑤カラス

那賀町においては、カラスによる水稻・穀物類・飼料作物・家畜の餌も被害があり年間を通しての被害となっている（捕獲頭数16年度30羽・17年度69羽・18年度29羽・19年度21羽）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり360羽とする。

⑥カワウ

那賀町においては、近年カワウによるアユ・アメゴ等の川魚への被害が増加している（捕獲頭数16年度149羽・17年度228羽・18年度170羽・19年度128羽）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり600羽とする。

⑦アオサギ

那賀町においては、近年アオサギによるアユ・アメゴ等の川魚への被害が増加している（捕獲頭数16年度4羽・17年度28羽・18年度43羽・19年度30羽）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり220羽とする。

⑧スズメ

那賀町においては、スズメによる水稻・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている（捕獲頭数19年15羽）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり180羽とする。

⑨キジバト

那賀町においては、キジバトによる水稻・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている（捕獲頭数19年3羽）。このため、平成20年度捕獲計画数は例年どおり180羽とする。

※捕獲計画数が各年度捕獲数より多くなっているが、那賀町には捕獲班が6班あり6班への割当数を、前年度最高捕獲数に合わせて調整し捕獲数を決定している為に捕獲計画数は多くなっている。(捕獲頭数は狩猟期間数を除く)
※①～④⑧⑨は銃器・わなを、⑤～⑦は銃器を用いて捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	200	200	200
ニホンジカ	670	670	670
サル	280	280	280
ノウサギ	100	100	100
カラス	360	360	360
カワウ	600	600	600
アオサギ	220	220	220
スズメ	180	180	180
キジバト	180	180	180

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までの1年間通してサル・カワウ・アオサギを対象として予察捕獲を行う。
銃器・わなを用いて4月1日から10月31日にイノシシ・ニホンジカ・ノウサギを対象として予察捕獲を行う。
銃器・わなを用いて4月1日から11月14日まで、翌年2月16日から3月31日にカラス・スズメ・キジバトを対象として予察捕獲を行う。 対象区域は、那賀町全域である。捕獲班の捕獲区域は、旧町村単位で行うものとする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	電気柵 1,000m ネット柵 2,000m	電気柵 1,000m ネット柵 2,000m	電気柵 1,000m ネット柵 2,000m
ニホンジカ	電気柵 1,000m ネット柵 3,000m	電気柵 1,000m ネット柵 3,000m	電気柵 1,000m ネット柵 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
21年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
22年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	那賀町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
那賀町農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
那賀町環境課	徳島県・鳥獣捕獲班等と調整し、予察捕獲計画を作成する。
那賀町獵友会（予察捕獲班）	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
徳島県南部総合県民局農業支援担当・林業支援担当	有害鳥獣関連情報の提供と営農（技術）指導・情報提供を行う。
徳島県鳥獣保護員（南部）	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
阿南農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
木頭森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
那賀川上流漁業協同組合・上那賀漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県農林水産部農山村整備課農山村保全対策室	有害鳥獣関連情報の提供・指導を行う。
徳島県県民環境部環境局環境首都課自然共生室	有害鳥獣捕獲・予察捕獲・狩猟関係の情報提供・指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

那賀町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域がある。そのため近隣地域住民に協力依頼し、被害防止策を講じる体制作りを検討する。また協議会で捕獲檻を設置したり、予察駆除班に多く巡回してもらう体制作りも検討する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。
また、ニホンジカ・イノシシについては、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して、食肉としての利活用を目指す。
尚、食肉として加工、販売する場合は、徳島県保健所等各関係機関と十分協議し検討していく。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、共同で講演会・情報交換会・現地研修会を開催する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。